

令和元年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会 2月定例会議事録

- 1 日 時 令和2年2月12日(水)午後1時30分～午後3時45分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 後藤会長、細田副会長、植松副会長、和田会計、弓達監事、矢野監事  
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、林申次、高山和茂  
岩壁榮、松本楯臣、小山明、滝本誠、新倉昭人、雫石剛、前田積  
青木三郎、小嶋政雄、小野寺昌成、仲村眞、永澤鐵男の各委員  
欠席 三觜健一委員  
青少年課(岡本課長)、企画経営課(坂田課長、菊地主幹)  
環境保全課(添田課長)、環境事業センター(小室所長、加藤課長補佐)  
市民自治推進課(富田課長、木村課長補佐、伊藤課長補佐、窪田副主査)  
事務局(山田、長野)

4 会議の経過

- (1) 開 会 細田副会長
- (2) あいさつ 後藤会長
- (3) 議 題

- ① 新年賀詞交歓会の状況について  
資料に基づき事務局より報告した。
- ② 自治会加入率向上プロジェクトチーム会議(第3回)の報告  
資料に基づき岩壁チームリーダーより説明した。
- ③ 役員改選に関する規定の改正について  
資料に基づき事務局より説明した。

(委員) これを選挙でやりますと、選ばれた人はなりたくない場合は一切考慮されないように読めるんですが、やらざるを得ないということなんでしょうか。

(事務局) さきほど少し説明いたしました、基本的には12地区の会長の中から役員を選ぶという形です。会長は少し別としても外の役職の場合には通常皆さんがやられている会長職やまちぢから協議会の役員と違ってそれほど負荷のかかるものではないと思います。具体的に申し上げますと、定例会の前に12時半から役員会に出席していただき役員会を構成していただくことですので、そういうことも考慮しまして一応選出されたら受けていただくということを前提とさせていただきました。

(委員) 特に会長については、会長に投票で選ばれちゃうと見てる限りではあて職といいますか、まちぢから協議会連絡会の会長をやるってことは、毎年表を見させていただいていますが、ものすごいいろんな会の委員を務めなきゃいけない。私のところ想像ですけど、これを引き受けられると自分のところの自治会長さんであれば自分のところの仕事はほとんどできない、それぞれの自治会の副会長なりなんなりが代役としてできるような体制ができてるところならいいんでしょうけど、体制ができていないところで会長に選任されたらえらいことになるんじゃないかなという気がしまして、それぞれの組織の都合があります

んで、そのへんはなんとか選ばれたらやらざるを得ないようなのは、果たしてまちぢから協議会連絡会の会長は自分のほうのことをかまけて、連絡会の会長でほとんどできないことになりかねないということが気になりますが、その辺はいかがでしょうか

(事務局) 基本的に規約で受けられない場合を規定することは通常はないと思います。当然事情はそれぞれあると思いますから、役目として受けていただけるかどうかはあくまでご判断だと思います。ですから規定していません。

(委員) 規定は確かに見ないですが、その場合大概立候補なんですね。立候補するということは受ける意味なんで、今回は立候補制はとらないということなんで、選挙で選ばれたらならざるを得ないというのは規定としてあまりよくないような気がします。選ばれた人の承諾を得てなるんだみたいなことを書いとかないとあまり民主的じゃないですね。具体的にどうしたらいい知恵があるわけじゃないんですけども。例があるかどうか、探してみても手当てしたほうがいいと思います。

(会長) 今のお話なんですけど、私も自治会長を12年やって地区の会長もやってるんですけど、いまなんとか降りようと思っていろいろ手を打ってるんですけど、なり手がいないとかそういう問題があって、だったらこういう選挙方法もあるなということでも地区にかえてこういうやり方が一番いいということも思いました。今までも自治会連絡協時代もこのまちぢからになっても選ばれたら有無を言わずやるということがございました。確かに委員が言われたようなこともあるかと思いますが、今事務局からのお話であったとおり、ほとんどできると思いますんで、どうでしょうか。

(委員) 委員が言った通り会長はものすごいあて職がたくさんあっていってみたら外の事ができないぐらいの状況が続いてるのかなという気がするんで、もう少しあて職を分散して、少しでも会長の任を軽くすればいま委員が言ったどうしても受けられないという人が減ってくるような感じもするんで、あて職の配分の仕方をもっと少し検討したらもう少し負荷がかからないようにできると思うんで、よろしくをお願いします。

(会長) 今の件は1月の役員会でも意見が出ておまして、いま行政から来る審議会の委員をもう一回整理をして副会長とかいう形にできないかということ調整していただいています。

(市民自治推進課長) 今会長からお話いただきました通り、まだ調整には入っている段階ではないんですけど、改めてリストアップしてご指摘のあった偏りのある部分を少しずつ改善できるよう調整していきたいと思います。

(会長) それでは来月にこのことを議題に臨時総会を定例会の前に開くことでいいですね。

※ 茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会会則の改正、茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会役員候補者の選出に関する規程の廃止と茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会役員の選出に関する規程の制定について、3月11日の定例会の前に臨時総会を開催し審議することが決議された。

④ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

1月の定例会で警察でお正月を挟み、データがまだ集まっていないということで、12月の犯罪発生状況については、2月の定例会で1月分と合わせて、報告することになっておりましたが、1月分についてもデータが集まっていないということで報告書がありません。本日付けておりますのは、12月の犯罪発生状況報告と振り込み詐欺発生状況の12月分と1月分の報告です。

(会長) ただいまの件、私も一昨日警察に出向いてできるだけ情報をスピーディに出していただきたいということで、これにより犯罪も少なくなっている状況がございますので、できるだけ早くという申し入れをしております。

状況でございますが、振り込み詐欺12月は鶴嶺東のほうで3件ということでトータル35件ということで一昨年と比べて約50%減に減ってきております。皆さん方今まで通り充分気を付けていただきたいなと思います。最近カードをすり替えるという詐欺が出てきている状況です。1月については警察に確認したところ、今のところ2件ということでございますので、1昨年同時期は3件ですから1件少ない状況です。ひたくりですが12月0でトータル10件でした。これは去年お話ししたんですが、1月から4月ぐらいまでで10件発生してるんですね。これは茅ヶ崎の中学校を卒業した高校生の悪いグループが5、6人いまして繰り返しやっていたということで、検挙されて悪質だということで刑務所に入っているようです。それから一切出ていないので、またこれから卒業のシーズンを迎えるので地域で注意をしていただければ減ってくると思います。車上狙いなども減ってきている。自転車盗は一昨年と比べれば若干増えてきているので地域の中で目を光らせるということをするれば減るかと思います。自転車盗が茅ヶ崎警察署管内の犯罪認知件数の30%を占めているという状況で、これをなくせば茅ヶ崎は神奈川県でも犯罪の件数が少なくなると思いますので、安全で安心な市にしていきたいと思います。それから交通事故については高齢者、二輪車が一昨年と比べるとマイナスになっていますが、子どもの自転車事故が一昨年よりプラスしている状況がございますので、特に自転車はちょっと話を聞くと高校生の乗り方が悪いとかいろいろ問題はあるんですが、今日もお出かけワゴンの試乗をしたんですが、車が横に走ってても、80近いお爺さんですね、急に自転車を右に、後ろなんか見ないんですね。市の車と接触しそうでした。高齢者は首が回らないというか動きが緩慢になりますから、充分注意をしていただければと思います。

(委員) この表の茅ヶ崎地区の振り込み詐欺の累計が4という数字になってますね。ところが振り込み詐欺の資料だと2件ですね。鶴嶺東は累計だと4件になってますが、振り込み詐欺の資料だと2件です。数字が合わないのではないですか。

(会長) 申し訳ありません。確認します。

(イ) 小出地区コミュニティセンターのチラシ「地域でできる防災対策」について  
小出の委員より説明があった。

台風19号の風水害の問題がありまして、先週このまち協連絡会でも防災部会

立ち上げたばかりなんです、小出地区では小出小学校、北陽中学校に大勢の方が避難されまして、だいぶ混乱したんですがそれらをとらまえまして、NHKの気象予報士の平井さんという方がいるんですが、10年ぐらい前にコミセンに来ていただいて気象の話をしていただきました。そういうルートもありまして、早速異常気象の時の避難の方法について講演してくれないかをお願いしたところ、快く引き受けてくれました。3月の18日コミセンの企画行事、まち協の共催で開催することになりました。18日水曜日1時半からですね。駐車場もありますのでぜひ来ていただきたいと思います。

(ウ) 海岸地区まちぢから広報紙について委員より紹介があった。

海岸まちぢからの第3号が発行されましたので参考に配布しました。全部で12ページ建てということで広報紙にしては少し多いんですが、12ページのうち8ページが市民集会の概略を掲載しています。この市民集会の概略もカラーで写真を入れて経費的に年間50万の予算でやってるんですね。もう少し経費節減に努めようとのことで令和2年度から広報紙として4ページ建てで年2回発行しよう。市民集会については特にレイアウトとか考えなくてもいいので、今はやりのウェブ印刷、インターネットにより印刷すれば、相当経緯費がダウンするんだろうということで、広報紙としては年2回、それに市民集会の概略版を別刷りで1回出すということで50万円の特定事業補助金を少しでも削減したいと思っております。ただこれだけの大量になりますと、ちょこちょこ校正ミスがございまして、少人数でやってるもんですから、なかなか手が回りかねてるんですが、間違いがいくつか見つけることができると思うんですが、その辺はご勘弁願います。

(エ) 松林地区委員から報告があった。

各地域で社協が運営してるいろんなイベントがあるんですが、そこに老人会の方々をお呼びしてもてなしていますが、年々出席者が少なくなっています。その背景は歩けなくなったとか、行きたいんだけど足がないということがあって、前から検討していたんですが、民間の送迎をしてくれるところがないかなということで探していたんですが、私立では茅ヶ崎で一番古い特別養護老人ホームカトレアさんのご協力をいただくことになって、昨日協定を結びました。当然無償で実際に今日稼働して12名で運行を始めました。試行的ですからこの後どういうふうにしていくか双方で協議して持っていきたいと思ってるんですが、一応松林地区のイベントの時は協力していただくということで、その都度協議する、ということになって今日から運行を始めました。また経過をお知らせします。

イ その他

(ア) 事務局より報告した。

第1回防災部会を2月7日に開催した。開催前に臨時役員会を開催し、植松副会長に部会長をお願いした。主な議題は昨年の台風19号の対応についてで、委員も含めて各地区の27名の出席をいただいた。また当日自主防災組織へのアンケートの報告が防災対策課からあったが、出席者の中から回答率が低いじやな

いかというご意見があつて、委員の方からじゃあ各地区のまちぢから協議会で回答を勧奨したらどうかというアドバイスをいただいて、本日各地区の会長に防災対策課からの依頼文が入っているので、ご協力をお願いしたい。

(植松部会長) 27名の方に出席いただきまして、2月7日の9時半から11時半まで、各地区の台風19号の時の状況をいろいろとご説明いただきました。全部の地区からいろいろお話をしていただきまして、その結果を事務局が3月の定例会で報告すると申し上げております。今日の役員会でも検討したんですが、当日何が報告されたかは3月の定例会でお話できるんですが、その報告に対して防災対策課がそれに対してどのような対策をとるかということについては、ちょっと時間が必要だそうです。そういう意味で報告いただいたことの内容を防災対策課にお回しして、その結果を回答していただく形で進めさせていただきたい。いろいろ特に湘南地区、鶴嶺西地区など相模川に近い地区の報告はなかなか強烈で要望などもすでに出している地区もあつて、そういうところについても回答をいただくということで今日の役員会でも話がありました。

(イ) 市民自治推進課長から3件の説明があつた。

(市民自治推進課長) 昨年の秋ぐらいから各まちぢから協議会の取組に資するような取組、例えばサポートセンターが行っている各種講座であるとか、自治会町内会に関する講座であるとか、さまざまな情報を皆様方を通して地域にご提供させていただきまして。ひとつ例をあげますと、皆様には12月にご案内したと思うんですが、1月20日に自治会町内会講座が都内で行われました。本市からも数名の方がご参加いただいたということ、当日講師を務められた法政大学の名和田先生から頂きました。それからサポートセンターが行っている講座についてもまちぢから協議会の方に数名ご参加いただいたという報告をいただいております。どうもありがとうございます。今日もいくつか皆様にご案内したいと思います。

まず1点目でございますが、企業×NPO子ども支援交流会、これは先月予告編ということでご案内させていただきましたが、今月末に行われます。この取り組みは子どもの未来を考える会、子どもの居場所づくりといったものが内容として盛り込まれてるものでございます。現在そういった取り組みを進めている地区もございますので、もしお時間ございましたら、ご参加いただきたいと思います。

2点目はちがさきサポセンニューズレターでございます。このニューズレターはサポートセンターが2カ月に1度発行しているものでございまして、サポートセンターあるいは市内で活動されている市民活動団体のご紹介をしているものでございます。併せて「台風19号その時茅ヶ崎は風水害から身を守るには」ということで防災カフェをサポートセンターが主催するものでございます。今植松防災部会長からもお話がありました、水害についてもみなさん議論を深める場が多くなってございますが、いろんな視点からこういったものを皆さんと共有するというものでございます。

そして次に皆様にご案内申し上げたいのは、こどたん2020子ども体験ワイワイまつり、こちらも茅ヶ崎市民活動サポートセンターが主催をするものでござ

います。こちらにつきましては、毎年この時期に行っているものでございまして、子どもたちにボランティア活動あるいはさまざまな団体の活動を体験してもらうといった主旨で行っているものでございます。今各自治会長、裏面には回覧担当者あての通知を載せておりますが、このカラーのチラシの回覧をお願いしたいと考えておりまして、後日発送をさせていただきたいと思っております。

つづきまして、令和2年度市民集会の日程表があると思います。来年度の日程を決定するにあたりましては、各地区担当職員を介しまして実施の方法の改正例例えば試行的に午前中に行うとか、ご協議をいただいたところでございます。現在南湖地区から湘北地区まで過去の日程等を合わせて令和2年度の予定ということで記載をさせていただいております。網掛けのところは今回試行的に午前で開催してみようとか、あるいは今まで9月に集中していたものをほかの月に移動していただくとか、あるいは湘南地区のように従来の市民集会のやり方は取りやめて、テーマ別に担当課と機動力をもって意見交換をする場に変えていきたいといった地区もございます。改めて各地区におかれましては日時等のご確認をいただいております。これをもって秘書広報課のほうに市長、副市長等の日程を確保していきたいと思っております。

つづいてA3の資料です。まちぢから協議会への効果的な支援の在り方についての意見交換の取りまとめシートでございます。この意見交換は昨年の秋、それからこの冬と2回にわたってまちぢから協議会の主に役員のみなさんと意見交換をさせていただきました。この2回をまとめたものということで今回ご用意させていただいたものでございます。先週の土曜日に最後の地区が終わったところでございます。今後3月の定例会に向けまして取りまとめの冊子を作成したいと考えております。そこには裏面を見ていただきまして④その他、まちぢから協議会として何をすべきか、何をめざしているのか明確にする必要がある。ほとんどの地区であらためてこういったことの意見交換をさせていただきました。みなさまのご意見をいただいたことと、市の考え方を合わせた形でまとめた冊子には、こういうことをしっかりと皆様と目線合わせをできるような表記をしながら、最終的なまとめを作っていきたいと思っております。定例会の前には案を作成して事前に目を通していただけるよう準備を進めていきますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、湘北地区の現在の取組状況について私のほうからご報告をさせていただきます。この1年間湘北地区におかれましては、まちぢから協議会の設立は視野にいれつつ、その前に地区の中の各種団体との横のつながりをより強くしようとの取り組みを進めてきていただきました。そのひとつとしてこれまで自治会連合会だけで進めてきた市民集会を各種団体と一緒にテーマ出し、運営を考えていただいたという実績を作っていただきました。あとは他市への視察ということで小田原市の茅ヶ崎で言えばまちぢから協議会との意見交換も実施していただきました。そしてこのたび3月の1日には地域コミュニティの取組の勉強会ということで、名和田先生をお呼びして勉強会を開こうということも予定しております。こういったことを経まして来年度に入りましたらまちぢから

協議会の設立につながる取組に進めていけるんじゃないかとわれわれも期待し、一緒に進めていきたいと思っております。

(4) 行政からの依頼事項等について

① パブリックコメントについて (5件)

市民自治推進課長より、資料に基づき説明があった。

② 「茅ヶ崎青少年指導員だより」の回覧依頼について

青少年課長より、資料に基づき説明があった。

③ 茅ヶ崎ゴルフ場利活用事業まちづくり計画策定等に向けた意見交換会について

企画経営課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(会長) 回覧をしたいという趣旨は分かりましたけれども、開催場所が浜須賀会館が200名で市役所でやったら100名という結果が出ている、できたら市役所より浜須賀会館とか地域でやるほうがいいんじゃないかと思うんですがいかがですか。

(答) 前回200名と100名とかなりの数の方がご参加いただきました。今回はそういったことも考えましてこの階の会議室のパーテーションを抜きますとかなりの広がりますので、人数が増えても対応できるということで、市役所のほうで開催することとさせていただきます。

(会長) 勘違いされたみたいですが、言いたかったのは市役所でやるとバス代がかかったり、遠くて来られない方がいらっしゃるので、地元の人たちは例えば浜須賀会館とか近いところでやっていただいたほうがいいんじゃないでしょうかということですか。

(答) 勘違いしました。浜須賀会館のほうで、地元のところで考えさせていただいたところはありますが、かなりの方が来られるという予測がありましたので、広いところでやったほうが皆様には来ていただいてご迷惑をおかけせずに済むのかなと、現地からは離れてしまうんですけども。

(会長) ごめんね。もう一回言わせてもらおうと、前回2回もやってるんだから、同じように2回やれば、人数も市役所に200人入れれば、浜須賀で200人で400人は入れるでしょう。そういうことができないのかと申し上げた。

(答) 前回でございますが、かなり場所には注目いただいております、その前の募集では事業者が辞退するという経過もあったのでかなり注目をいただいていた開催だったのでかなり人数が来ています。今回は11月のタイミングで事業者が決まって、ゴルフ場が残るといったことはお知らせさせていただいております。それでもまだ思いのある方はいらっしゃると思うんですが、11月のタイミングの経過を経た説明とは若干違うところもありましたので、一定のご理解をゴルフ場が残るといふことの説明のご理解はいただいていると思いますので、1回の開催でできるであろう。ただ一定の人数は来られるであろうとのことで大きな部屋でという判断をさせていただきました。何度かやればよかったんですが、なかなか事業者さんとのタイミングとか会議室の日程とかで仕方なくこのタイミングで大きな部屋でやらせていただくということになってしまいました。

(会長) まあこれ以上言ってもしょうがない。大きな部屋で今何名、目標にしてるの。

(答) 特に目標はありませんが、200名、100名ダブって来ていただいている方もい

らっしゃるので、200名を超えてこられても対応できる形でこの会議室全体が使えるような形で開催できるようにしております。

(問) 関連です。後藤会長の趣旨だと思うんですが、浜須賀会館で200名が来たときは混乱したんですか。

(答) こちらのほうの想定が甘いところがありまして、200名来られたときには資料が足りないですとか、会場に座っていただけない方が出たりして少し混乱をした部分がありましたので、今回は広い部屋でということです。

(問) 浜須賀会館では足りないのではということで市役所にしたということですが、一番関心があるのは近隣の地域ですからね。広域避難場所ですしね。近隣の地域が来やすいようにというのが会長の趣旨だったと思います。

(問) これ広報紙にも掲載されるということですが、回覧の内容と記載内容は同じですが。

(答) 基本的には同じですが、回覧させていただくことを考えますと、少し大きくなりますので、情報量は若干回覧のが多くなると思います。海岸地区は回覧でお願いしたいと思います。広報紙と一緒にいただけるとありがたいと思います。

(問) 3月1日の広報紙と同じタイミングでお届けします。

(問) 松浪地区も回覧をお願いします。

④ 「美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎」の開催について

環境保全課長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(会長) 2回目の9月13日ですね。説明のなかで8月は暑い時期、それからオリンピックの関係でという話があったんですが、このアンケートを含めて、昨年やった時も8月は暑いんで9月でという話があったと思うんですが、もうこれからは9月にやりますということとはできないんですか。

(答) 前回のアンケートなんですが、2回やる予定だったんですが、9月については台風の影響で中止となってしまいました。ということでアンケートは1回しかとれていないということもありまして、9月に固定ということを決めかねておりますので、今回やらせていただいて、9月にするのか、それとも8月に戻すのかを含めて、アンケートをいただきたいと思っております。

⑤ 「(仮称)茅ヶ崎市ごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料交付要綱(案)」について

環境事業センター所長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 環境指導員、各自治会1名以上となっている。だけど茅ヶ崎に一つの自治会で1500世帯以上の自治会が10ぐらいありますよね。100世帯以下というのが17ぐらいあるのかな。要するに萩園とか菱沼は2500世帯ぐらいあるわけでしょう。そうするといままでだったら8人ですか。区域が広いわけですよね。厳密に解釈するとうちの自治会1人しか出せないよといったらそれでいいというつもりなんですか。環境指導員にお願いする部分は制度改正しようがしまいがあわいがあるわけで、あっさり1名以上ということでずいぶん大胆なことするな。本当にこれでいいのかと思っらっしゃるかご意見をうかがいたい。



(答) 基本的には今までやってきたような形で推薦のほうも同じような人数でお願いしたいと思っております。環境指導員へ直接市のほうから報酬を支払えなくなるということを加味しまして推薦の人数は1名以上という書き方をさせていただいております。ただ今までやってきたいただいたのをそのままやっていただくのが、一番いいと思っております。よろしくお願いたします。

(問) わかりませんというのは、今の理屈がわからないというわけじゃないんですよ。けどそういうふうにするんだから、自治会にも交付しませんよというなら、それはそれで一つの理屈なんです。別に賛成するわけじゃないけど、けど各自治会に対しては今まで通りめんどろみてくださいよ。お金払っついて。それで管理のほうは一人しか出せませんよと、そんな人は自治会長にならないと思うけれども、でも例えば1500とか2000世帯の自治会長がいや1名以上って書いてあるじゃないかと、で何の文句があるんだと言われたときにどうするんですか。やっぱり各自治会にこれだけはお願いしたいというのをはっきり出さなきゃいけないんじゃないの。だって別に私は役人上がりじゃないから文書どおりにストレートに理解するわけじゃないけれども、1名以上って書いてあるんだから1名でもだれも何にも言わない、本当に何にも言わないの。

(答) 多くの会員を抱えている自治会さんはごみの関係でもいろいろ意見をいただくようなことが多くなると思いますので、そういった意味では従前と同じような形で出させていただきたいというのが回答になります。私共としましてもなんかあった時に、まず頼りにさせていただくのは環境指導員さんになりますので、例えばおひとりしか出していない場合はその方の負担が大きくなってしまいますので、そういったところは自治会さんの事情があると思いますが、自治会長さんと環境指導員さんに相談をさせていただくことになります。

(問) 皆さんも非常に疑問に思ってると思うのは、環境指導員さんの人数に係わらずごみの量は確かに住んでる人の数に比例すると思うんです。それを代表する自治会にこういった形で迷惑料を払うというのは、それはそれで納得されると思うんですが、そのつながってる部分があいまいであることに対して、本来もっとしっかりしたガイドラインを出していただかないと、自治会は環境指導員の人数をなんとかそろえてみんなに平等に負担がなるように努力はするわけです。でも結果はそれをそのとおりにできるとは限らない。民生委員とかいろんな役員があるのに、その部分があいまいのままです。スタートせざるを得ないんでしょうか。何かもうちょっと策があつてこの先いまここでは間に合いませんがこうしますよというのがあつてほしい。

(答) とりあえず今の段階ではこの形でお願いしたいと思えます。やっていく中でご意見等をいただきながら、直さなきゃいけないところは修正を検討させていただきたいと思えます。

(問) 私はまったく単純に考えてまして、前と同じじゃないかと。補助金を56000円をいただくと、従来と同じ今までやってた人に28000円ずつ払えばいいんですから。制度的には変わっても自治会に入ったお金は自由に裁量していいというお話だったので、環境指導員を2名選んで、それぞれ28000円ずつ払う。前と変わらないので、あまり考えてないんですよ。自治会が自由に使つていいというんですから。

(問) 違うと思います。ちょっと認識不足だと思います。市が環境指導員や民生委員に払ったりするのは、市が払うんだから別にいいですよ。でもそれがその人に払われるのではなく自治会に入ると実は例えばうちの自治会では環境指導員とか、民生委員とか体育指導員のほうが、役員報酬より高いんですよ。28000円もらって環境指導員に払っちゃうと、会長は20000円だけど環境指導員は28000円っていう話が自治会の中から出てきたときになんと答えるんですか。そういうところもあるはずで、そこらをちゃんとつかんでるんですかという話ですよ。

(会長) 今のお話も含めて国のほうで環境指導員に対して自治会を経由して払うのは問題ないんですか。

(答) 市のほうで必ずそうしなきゃいけないという指定をするのはまずいですが、自治会が、そうしていただくのはまったく問題はありません。

(問) 私はこれは環境指導員にとってはまったく今までと変わらないですよ。自治会からもらおうと同じですから。それで今度は源泉徴収されないんですよ。環境指導員にはマイナスじゃない。広報手数料も市からもらったものをそのまま配布していただく方に渡している。同じだと考えてます。逆に環境指導員は自治会の仕事なのに市からお金が払われるのは例外的なんです。違和感があったです。わかりやすくなると思います。

(問) 今まで環境指導員手当だったからいいんですけども、今度新しくごみ及び資源物の集積場所の維持管理に係る協力手数料、それぞれ各集積所のごみを出してる人たちが順番に掃除してるんです。環境指導員というよりもこういう名称に変えてくとそこにごみを出してる人たちじゃないかという話になるし、今までの環境指導員手当ならいいけれども、集積所の維持管理だにごみを出して集積所が汚れたりするのでみんな掃除してるんですよ。この名称で市からお金が来て環境指導員に払うとおかしいんじゃないかという話が出る可能性があるんで、よく検討していただきたいと思います。

(問) 確かに私もね。この制度ありがたいと思ってるんですが、今までは環境指導員に対するということで支払われたんですが、確かに中身と制度の名前が誤解を招く可能性がありますよね。確かに払う人が違うといわれちゃうから、制度の名前を環境指導員に合うような名称にしたほうがいいかもしれない。この名前にしなきゃいけないんですかね。

(答) 集積場所のごみが無くなった後の清掃というのは、環境指導員の制度があろうがなかろうが出す方がやっただいていてというのは、重々承知してるんですがこの維持管理というのは、集積場所を移動したりとか、新設をしたりとか、そういったところは環境指導員さんは携わっていただいていますので、そちらのほうの維持管理ということで、ご理解いただけないかと思うんですけども。

(会長) 各自治会でやり方は変わってくるかと思うんですが、例えば班長さんとか組長さんにそのお金を分配して、環境指導員を廃止する自治会も出てくると思うんですが、環境指導員は1名以上ということになってるんですけど、これは出さなくちゃダメなんですか。うちの場合は自治会長の名前で出そうと思うんですけど、それでもかまわないんですか。

(答) はい、かまいません。1名以上の申請をお願いしたいと思っています。

(会長) 0じゃあだめですね。

(答) はい。1名以上お願いしたいと思います。

(会長) 0じゃあお金は出ないんですね。

(答) いやそうではありません。お金とは別です。

⑥ 環境指導員の推薦依頼について

環境事業センター所長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(問) 今の推薦の問題なんですけど、1名以上ということで例えば役員さんが20人いる。

今までは制限されてて5名だったんですが、今度は20人推薦してもいいんですね。

(会長) でも会議にでなきゃいけないんですよ。

(問) 従来通り会議はあるんですか。そうすると今までとずいぶん方向が違ってきちゃう。

(問) この制度が変わることで地区で説明会を開いたということですが、今まではそれなりの報酬を得て指導員として委嘱されていたんですよね。これからは報酬はないんですね。意見とかなにかありましたか。10名ほどいられるんですが、私がこれから依頼をしなきゃいけないわけですが、その方たちは理解してるんですか。理解されていないとなかなか依頼しにくい。

(答) 基本的なところは説明をさせていただいております。制度の変更に伴いまして、環境指導員さんに直接報酬をお支払いすることができなくなるということをお話をさせていただいております。代わりに自治会に集積所の管理手数料をお支払いするというところをお話しております。その手数料からの環境指導員さんに対しては自治会さんにお任せをしているということをお話させていただいております。

(問) さきほど広報の手数を担当者にお支払いするということをお聞きしましたが、私の自治会はずべて自治会の収入として受けてそれを全体的な事業を執行していくという形になってるんですが、先ほど広報手数料と同じに扱えるから何も問題がないんじゃないかという話が出ましたけれども。

(会長) 委員のところは自治会に入ったら、それを自治会の運営費に使うということですよ。それはそのままいいんですよ。環境指導員がそれで理解してるならその自治会のやり方でいいと思います。

(問) そのへんの縛りというか制約はないんですか。自治会の裁量でいいんですか。

(会長) 環境指導員も理解してるんなら、それでいいと思うんですが、理解してないといろいろ問題がでてくる。あとは各自治会で問題がないようにやっていただければいいということです。これにも環境指導員は無償ですと書いてあります。

(副会長) 確認なんですけど、環境指導員の説明会で報酬はなくなりますよと、こういう法律の変更に伴うものだとご説明いただいたと思うんですが、そのかわりに自治会に手数料として支払いますそこまではいいんですが、そこから先市のほうから直接払えないので、自治会からそのようなものが払われると思いますのようなニュアンスでお話はしてませんか。

(答) そのあたりは自治会さんによって状況がありますので、自治会からお支払いされるというような説明はしていません。

(副会長) わかりました。そういう質問もありましたか。

(答) 市のほうからも指定できないということをお話させていただいた関係もあると思いますが、特にはなかったです。

(副会長) わかりました。そうすると自治会の裁量ですべてできるということですね。

裁量ではできないんだという委員からの声あり。

(委員) できるかできないかの議論するつもりはないんで。ただ今のまま放つとくとまさに文書通りに流れるんですよ。はっきり言わせてもらえばせめてこの場でこういう経過だから今までの環境指導員が環境行政を支えてきたんだから、制度はかわったけれども従来の人数を各自治会で出すように努力をしてくれぐらいの申し合わせをしないとめっちゃくちゃになるんですよ。どうにでもなるんですから、この基準は。だからせめてそういうことを市のほうで言うのか、どこかで望ましい姿はこうですよというのを出さないと、何も基準がないわけでしょう。極端なこと言って。自治会運営費に使ったって誰も文句が言えないわけですよ。そうじゃないんですか。

(委員) ちょっと話はちがいますが、今回こういう制度になって今環境指導員方の負担がどの程度になるかによって報酬の支払いを考えなきゃいけないし、自治会にまかされたってことになると、自治会のほうの手間も考えると、極端に言うとも28000円のいくらかをピンハネさせてもらわなきゃいけないので、環境指導員の役割がどうなるのか案内だけ回されても、中身がわからないので、環境指導員が決まったら委嘱式があって、研修会が年に何回あって報告書はどのように出すのか。お金のほうは自治会のほうで対応する。環境指導委員の仕事が現在より軽減されるのか。軽減されるのであれば、その辺も含めて考えないと報酬も含めて検討できないので、その辺を書類に書いていただきたい。

(答) ご案内の際に、手引きですとか、スケジュール関係のものとか、一緒に送付をさせていただきたいと思います。

(会長) ここで答えられない部分もあると思いますので、また個別に調整をしていただくしかありませんので、よろしくをお願いします。

⑦ 令和2年度版ごみと資源物の分け方・出し方等の配布協力について

環境事業センター所長より、資料に基づき説明があった。

主な質疑は次のとおり。

(委員) 環境指導員の報告は3月16日までに報告するというのは無理ですよ。4月にならないと報告できない。私のところは一人で申告をするが、改選期ですから4月になって選びますから。1カ月ぐらい伸ばしてください。

(答) 自治会の総会等にの事情によって4月になるのは十分承知しておりますので、一つの区切りとして3月16日とさせていただいたものです。

(5) 閉会